

鳥取縣公報

昭和十七年六月九日
第千三百四十號

火曜

告示

鳥取縣告示第三百四十一號

建築物資配給統制要綱左ノ通改正ス

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

建築物資配給統制要綱

第二條中「一般民需」ノ次ニ「建築物」ヲ「建築」ノ次ニ

「大修繕、大變更」ヲ「建築主」ノ次ニ「工事従事者」ヲ決定シ連名ヲ以テ」ヲ加ヘ

第二號「釘」ノ下ニ「(大修繕、大變更ノ場合ハ五貫目以上需要ヲ必要トナス場合ニ限ルコト)」ヲ第九號「セメント」ノ下ニ「(一月ノ需要量一庇以上ノ場合ニ限ルコト)」ヲ加フ

第九號ノ次ニ「第十號木毛セメント板」ヲ加ヘ第十號ヲ第十一號トス

第七條中「販賣業者」ノ次ニ「又ハ本指定配給代行団体」ヲ「販賣」ノ次ニ「又ハ配給」ヲ加フ

第八條中「販賣業者」ノ次ニ「又ハ指定配給代行団体」ヲ「購入者」ノ次ニ「又ハ受給者」ヲ「購入販賣」ノ次ニ「又ハ配給」ヲ加フ

様式第一中「建築工事請負人」アルトキハ其ノ氏名、名稱及住所ヲ「建築工事請負人代表者」住所、氏名並ニ所屬組合ノ名稱ト改ム

様式第三中表面「購入」ノ次ニ「又ハ配給」ヲ「物資販賣業者」ノ次ニ「配給代行団体」ヲ裏面「販賣業者」ノ次ニ「配給者」ヲ「販賣」ノ次ニ「配給」ヲ「物資販賣業者」ノ次ニ「配給代行団体」ヲ加フ

様式第四中「購入販賣」ノ次ニ「又ハ配給」ヲ「間屋、小賣」ノ次ニ「配給代行団体」ヲ「販賣」ノ次ニ「配給」ヲ加フ
本要綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

0215
P47

00569

鳥取縣告示第三百四十二號

市街地建築物法施行細則第二十六條ニ依リ左ノ通假建築物建築ノ件許可セリ

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 建築主ノ住所氏名 廣島市小町三番地
- 一 建築主ノ所在地 中國配電株式會社社長 鈴川 貫 一
- 一 用途 事務所及倉庫
- 一 構造種別 木造瓦葺二階建 一棟
- 一 建築物ノ面積 建築面積 九三坪九合
- 一 命令事項 突出セル部分 六八坪七合二勺
- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施法トス
- 一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

鳥取縣告示第三百四十三號

肥料配給統制規則第十一條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル特殊化成肥料四號代替品乙及丙ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 名稱 荷姿 正味容量
- 特殊化成肥料 吹入 三七・五 三圓 三・六〇
- 四號代替品乙 同 三・五五 三圓 三・六九
- 四號代替品丙 同 三・五五 三圓 三・六九
- 一 本表價格ハ縣内省線及直通通帶社線買主指定着罐ホーム渡價格トシ買主指定セザル場合ハ買主最寄着罐ホーム渡價格トス
- 二 前項受渡場所以外ニ於ケル受渡、特殊包裝、一車單位ニ滿タザル貨車輸送又ハ轉送其ノ他特殊輸送ヲナシタルモノハ之ガ爲要シタル餘分ノ實費ヲ本表價格ニ加算スルコトヲ得ルモノトス
- 三 本表價格ハ昭和十七年七月三十一日迄ノ價格トス

鳥取縣告示第三百四十四號

昭和十六年十二月鳥取縣告示第九百九十八號(統制肥料ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

00570

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第三百四十五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合ノ名稱及地區
- (イ) 名稱 米子香貴茶販賣業組合
- (ロ) 地區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格
- 地區内ニ於テ香貴茶ノ製造並ニ販賣ヲ業ト爲ス者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
- (イ) 額

品名	規格	單位	卸賣業者最 高販賣價格	小賣業者最 高販賣價格
香貴茶上	碾茶ノ上八割ト入 シタルモノノ二割ヲ 混合シタルモノ	百匁	七・七四	九・二九
同 並	碾茶ノ並八割ト入 シタルモノノ二割ヲ 混合シタルモノ	同	二・九〇	三・四八
一	本表價格ハ賣主店先渡價格トス			
二	容器ニ詰メタルモノヲ販賣スル場合ハ左ノ額ヲ加算スルコトヲ得			
	紙函(罐代用ノモノ)	十匁詰		八錢
	同	五十匁詰		十八錢
	同	百匁詰		二十四錢
三	本表價格以外ノモノハ本表香貴茶並價格ノ半額トス			
(ロ) 實施ノ日				
				昭和十七年六月九日
四	認可ニ附シタル條件			
(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ				
(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ				

鳥取縣告示第三百四十六號

鳥取縣轉廢業者資產評價調査規程左ノ通定ム

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣轉廢業者資産評價調査員規程

第一條 轉廢業ヲ爲サントスル者ノ資産ノ評價ニ關スル調査ニ當ラシムル爲鳥取縣轉廢業者資産評價調査員(以下調査員ト稱ス)ヲ置ク

第二條 調査員ハ知事ノ監督ニ屬シ前條ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル諸般ノ事務ニ従事ス

第三條 調査員ハ知事之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第四條 調査員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ズ

第五條 本規程ニ定ムルモノ、外調査員ニ關シ必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第三百四十七號

昭和十六年六月十七日鳥取縣告示第四百九十九號鳥取縣商工奉仕委員規程中左ノ通告改正ス

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條中「支那事變下ニ於ケル中小商工業者ノ」ヲ「統後中小商工業者ニ對スル」ニ改ム

第六條第二項中「商工奉仕委員相互ノ連絡」ノ次ニ「其ノ他關係各機關下ノ連絡」ヲ加フ

附 則

本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

彙 報

榮養改善農繁

共同炊事實施資料

(衛生課)

農繁勞働の特殊性と保健衛生

十數時間にも達する勞働時間と、激動作業に屬する農作業が短くても十日長きは一ヶ月にも亘つて連續する農繁期の間、農業者は三度の食事も其の時間が惜しまれる位であり、睡眠さへも充分でないのを常態として居り、所謂猫の手も借り度い位の繁忙を極めるのであるが、其の間の農繁生活には榮養の補給は殆ど全く無視されて、只空腹を満たす丈けの食事が多かつた爲に、農繁直後には却つて多數の胃腸病其の他の病人が出来たり、或ひは婦人の乳の分泌が少なくなつたりしたのも無理からぬ次第で、農繁期の食事は是非とも榮養共同炊事を實施して農村に於ける体位向上、健康増進、又乳幼児の保護等保健衛生の向上を圖らねばならぬのである。

農繁共同炊事の効果と其の目的

そこで従來の農繁食生活の缺陷を改善し併せて其の合理化を圖る方法として、農繁期榮養共同炊事の全縣下一齊實施を提唱して居るのであるが、此の農繁期共同炊事は従來の各戸の家庭炊事を廢して部落單位又は隣組單位の共同炊事に統合一元化し、合理的であつて正しい榮養給食による經營方法に移すと共に、隣保和衷協同の精神をも併せて涵養する様に改善するもので、其の効果は第一に主婦の炊事に費す勞力と時間を節約し
第二に食料燃料其の他の資材の持寄り又は共同購入による理濟的經濟を圖り
第三に正しい榮養補給によつて健康の増進と食料の消費規正を圖る等の事が出来、是等の勞力時間經濟力等を農繁期に轉換利用する時、一石三鳥の効果を期待する事が出来るものである。

今榮養共同炊事を實施された部落の人々の感想の二三を列記すると次のやうなものがある。

- △平年体重が減少したが本年は減少しなかつた
- △疲労を早く恢復した
- △例年胃腸病を患つたが今年はなかつた
- △婦女子が炊事に煩される事がなく非常に助かつた
- △家族揃つて仕事が出来色々誠に好都合であつた

△栄養食は食べた時は入分目の感じがしたが腹持がよいことを感じた

△安價で御馳走が多く栄養共同炊事は農家の娯樂の中心となつた

◇共同炊事の現状と其の將來性

此の施設は昭和十五年春縣下數ヶ部落に初めて試みたのであるが、以來急速に普及發展の傾向にあり、昨年春の實施ヶ所數は一躍百七十餘ヶ所の多きに達したのであつて、此の事實のみから見ても此の施設が農家の待望に如何に投合したかの證左とも言へやう。

本春の實施部落ヶ所數は三百ヶ所を目標として居るが、將來更に全農村掃つて共同炊事を實施し、又是を恒久的施設に發展せしめて農家の兒童保育所、共同浴場等と共に農村の文化的施設の向上を期待してゐる次第である。

◇共同炊事の指導

農繁共同炊事の經營に就いては縣郡市町村農會、業産組合、縣農務課、縣衛生課に於いて指導することになつてゐるから其の經營、營養給與計畫、指導者幹部講習、其の他の講習講話、實地指導等に關しては其の都度夫々關係會所、課へ相談せられたい。

◇實施上の注意

- (1) 主食に就て
主食の米は各地とも必要量が得られ難い状態にある故、或るべく多類を混炊し、其の他蠶豆、豌豆等の豆類又共同炊事實施の遅い地方では馬鈴薯を混ぜ用ふる様にするのが良く、例へば次の主食献立は米四合三勺の營養價に略相當するものである。
成人男子激勞作業時の献立例
- イ 七步搗米 三、〇合
麥 一、二合
新蠶豆 四二匁
- ロ 七步搗米 三、〇合
麥 一、二合
豌豆 三〇匁
- (2) 飯米は共同炊事の機會に、共同作業場を利用して正しい七步搗米（玄米一俵につき脱糠六百匁のとき搗精を止めれば略々正しい七步搗となる）を供食すること。
- (3) 七步搗米の洗ひ方は強く淘洗せず、簡単にサット洗ひ水加減は白米を炊くときよりも少し多目にする。
- (4) 主食が白米であるときは麥を混ぜても必要量のビタミンBを攝る事が出来ないから、脚氣様症狀（白米病）や乳幼児の發育障害を防ぐ事が出来ないから、是非とも七步搗米を食べるやうに心掛けなくてはならない。
- (5) 鮮魚類も入手が仲々困難であるが無い時は削節、煮干粉等を毎食の調理に加味使用し、農村食事に缺乏し勝ちの動物性蛋白質

を供給すること。（煮干粉、削節の入手し難い場合は身欠き鰯又は厚生ミール、田町ミール等の魚粉を代用すること）

(6) 一品のみで完全な營養を攝り得る食品は無いから、各種の食品を取り合す事が必要で、參考献立に記入してある種々の食品も又夫々營養の完全化を圖る爲に加へられたものである。

(7) 味付は各人の嗜好に適する様鹽梅すれば良いが、勞働量の多い農繁期には一般に鹽加減を強目にするのが良い。

(8) 其の他次の事項には特に注意して、萬一にも食中毒等の事故の起らぬ様細心の注意を拂ふこと。

(イ) 炊事係は常に自身並に其の家族の健康に注意し異狀を發見したなら直ちに交替の上醫師の診察を受けること。

(ロ) 使用水飲料水は豫め水質検査を受け、なるべく唧筒井戸を用ふること。（水質検査は縣衛生課へ相談せられたい）

(ハ) 煮物其の他調理した食物には完全な防蠅蔽ひを用ふることに。

(ニ) 腐敗變敗し易いものは貯藏せず、常に新に調製又は購入すること。

(ホ) 食器、容器、布片等は使用後清潔に掃除し、毎食使用前に熱湯を注ぐこと。

(ヘ) 炊事場には炊事係以外の者を入れぬこと。

(ト) 炊事場には防蠅防鼠の設備を完備せしむること。

◇實施參考献立 (十日分三十例)

- 一 成年男子を標準として作製した參考献立であるが、縣下各地共夫々材料の分布や習慣等が違ふ爲に、どこ地方にも適切に用ひ得るやうな献立を作製することが困難であるから、此の三十例を參考とし夫々其の地方に適合する様再編成して用ひられ度い。
- 二 副食の量を比較的多くしてゐるのは配給米による農家の比較的多い地方を考慮した爲めである。
- 三 婦人小人は一般に次表に依つて其の分量を定めること。

年・齡	(歲)	成年男子	女子	同	上
發育期		三三二	二二二	二二二	二二二
		一一一	一一一	一一一	一一一
		一一一	一一一	一一一	一一一
		一一一	一一一	一一一	一一一
盛年前期	二一五〇	一一一	一一一	一一一	一一一
盛年後期	五一六〇	一一一	一一一	一一一	一一一
衰退期	六一以上	一一一	一一一	一一一	一一一

調理名	材料品名	數	量
法理調	汁碗豆味噌汁		
食	澤 味 煮 碗		
計	庵 噌 粉 豆		
カ	カ		
ロ	ロ		
リ	リ		
白	白		
一	一		
九	九		
六	六		
二	二		
〇	〇		
七	七		
三	三		
〇	〇		
七	七		
法理調	汁碗豆味噌汁		
食	澤 味 煮 碗		
計	庵 噌 粉 豆		
カ	カ		
ロ	ロ		
リ	リ		
白	白		
一	一		
九	九		
六	六		
二	二		
〇	〇		
七	七		
三	三		
〇	〇		
七	七		
法理調	汁碗豆味噌汁		
食	澤 味 煮 碗		
計	庵 噌 粉 豆		
カ	カ		
ロ	ロ		
リ	リ		
白	白		
一	一		
九	九		
六	六		
二	二		
〇	〇		
七	七		
三	三		
〇	〇		
七	七		
法理調	汁碗豆味噌汁		
食	澤 味 煮 碗		
計	庵 噌 粉 豆		
カ	カ		
ロ	ロ		
リ	リ		
白	白		
一	一		
九	九		
六	六		
二	二		
〇	〇		
七	七		
三	三		
〇	〇		
七	七		

調理名	材料品名	數	量
法理調	汁碗豆味噌汁		
食	澤 味 煮 碗		
計	庵 噌 粉 豆		
カ	カ		
ロ	ロ		
リ	リ		
白	白		
一	一		
九	九		
六	六		
二	二		
〇	〇		
七	七		
三	三		
〇	〇		
七	七		
法理調	汁碗豆味噌汁		
食	澤 味 煮 碗		
計	庵 噌 粉 豆		
カ	カ		
ロ	ロ		
リ	リ		
白	白		
一	一		
九	九		
六	六		
二	二		
〇	〇		
七	七		
三	三		
〇	〇		
七	七		
法理調	汁碗豆味噌汁		
食	澤 味 煮 碗		
計	庵 噌 粉 豆		
カ	カ		
ロ	ロ		
リ	リ		
白	白		
一	一		
九	九		
六	六		
二	二		
〇	〇		
七	七		
三	三		
〇	〇		
七	七		
法理調	汁碗豆味噌汁		
食	澤 味 煮 碗		
計	庵 噌 粉 豆		
カ	カ		
ロ	ロ		
リ	リ		
白	白		
一	一		
九	九		
六	六		
二	二		
〇	〇		
七	七		
三	三		
〇	〇		
七	七		

00579

調理法	食	朝	調理法	食	朝
	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁		蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁
計	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	計	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁
カ ロ リ 白	三〇 一八 一七	三〇 一八 一七	カ ロ リ 白	三〇 一八 一七	三〇 一八 一七
法 理 調	食	朝	法 理 調	食	朝
	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁		蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁
計	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	計	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁
カ ロ リ 白	三〇 一八 一七	三〇 一八 一七	カ ロ リ 白	三〇 一八 一七	三〇 一八 一七
法 理 調	食	朝	法 理 調	食	朝
	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁		蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁
計	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	計	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁
カ ロ リ 白	三〇 一八 一七	三〇 一八 一七	カ ロ リ 白	三〇 一八 一七	三〇 一八 一七
法 理 調	食	朝	法 理 調	食	朝
	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁		蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁
計	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	計	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁	蠶豆煮汁 味若汁 汁 みそ汁 布若汁
カ ロ リ 白	三〇 一八 一七	三〇 一八 一七	カ ロ リ 白	三〇 一八 一七	三〇 一八 一七

00580

薫風に滑空演技を展開

鳥取縣航空青少年隊結成式
中國聯合滑空訓練所開所式

(社會教育課)

國防國家の内容充實を圖るは現下我が國喫緊の要務である。就中航空要員の補充に資せんがため一般青少年を教育訓練し、國民第三空軍たる滑空部隊々員を多數養成するは決戦下緊急の要事である。

抑々青少年の航空訓練は航空要員の豫備訓練となり且つ空軍の素地ともなる使命を持つものである。又反面同訓練は協同一致の精神を体得し、心膽を練り、体位を向上し、併せて航空思想の涵養と科學的知識の實際化を圖るに多大の効果があることは云ふまでもない。

されば中央に於ても此處に着眼し、既に昨年大日本航空青少年隊を結成して航空諸般の彗訓練を組織的に開始すると共に地方航

空青少年隊の組織を要望せられたのであつた。

依つて本縣に於ても中央の要請に基き、本縣青少年團員中航空に憧憬を持ち、將來航空界に身を投じて航空報國せんとする鳥取縣航空青少年隊を結成し、航空諸般の訓練を組織的に行ひ、有爲の航空健兒を養成して名實共に航空第二陣の擴大強化と文化の昂揚發展に資し、以て國運の進展に貢献することとなつたことは既に本報第千三百十三號に記したところであるが、鳥取市濱坂砂丘に建設中であつた中國聯合滑空訓練所の工もいよいよ成つたので鳥取縣廳内に設置せられてゐる鳥取縣航空青少年隊本部では、去る六月二日同所に於て午前十一時より開所式並に結成式を舉行した。當日の參列者は來賓として

土肥知事、大井川鳥取縣隊司令官、大日本航空青少年隊本部東陸軍少將、長澤部隊長、新大佐、大和田學務、岩澤警察兩部長井上鳥取市長、松田縣青少年團副團長等百三十餘名

隊員六十名、主催者側三十餘名其の他合せて二百五十餘名の多數に及び、先づ型の如く結成式、開所式を終了して縣學務課石黒滑空士の指導に依り、鳥取二中、鳥取工業其の他滑空隊員六十名の若人が、廣漠たる濱坂砂丘に薫風を切つて實に鮮かな滑空演技を繰り展げ、此處に鳥取縣航空青少年隊結成式並に中國聯合滑空訓練所開所式を終了、決戦下航空健兒養成のスタートを切つたので

乳兒の人工榮養に就て

(衛生課)

あつた。實に今後の成果期して待つべきものがあらう。

乳兒こそは來るべき大東亞共榮圈を背負ふ大和民族の二つ葉であり、これを立派に育て上げる母性の重責は實に將來の日本を培ふものである。まことに乳兒の養育は我が國母性の國家に對する奉公の大任であることを忘れてはならない。

この乳兒の養育にあつては、母乳ほどよいものはないことは既に記したが、中にはどうしても母乳がなく、又貰ひ乳も出來ない場合もあるわけであつて、これらの際は止むを得ず人乳と他の育兒榮養品との混合榮養にするとか、或は全く人工榮養によらねばならないのである。しかしこの人工榮養については成るべく適當なる指導者によく相談して實行されたいのであるが、今一般に注意すべきことを記すと次の如くである。

◇牛乳

人工榮養に當つてはまづ牛乳を用ひるのが普通であるが、牛乳の成分は多少人乳とは違ふので、これを幼兒に用ふる時はその月齡に應じて適當に薄めたり、砂糖や重湯又は重湯を加へるのである。牛乳の薄め方、一回の分量、一回の

砂糖の量、一日の回数、一日の總量等を示すと次の通りである。
生後經過の判合
牛乳と薄める液と牛乳の量と其の量分
薄める液一回の一日の一日の砂糖の回数總量

一日目	白湯或は番茶、三倍位に薄めた牛乳(砂糖にて甘くせるもの)少量	二	瓦	回	二
二日目	液(牛乳)	二	瓦	回	二
三日目	液(牛乳)	二	瓦	回	二
四日目	液(牛乳)	二	瓦	回	二
五日目	液(牛乳)	二	瓦	回	二
六日目	液(牛乳)	二	瓦	回	二
第七日目	液(牛乳)	二	瓦	回	二
二週目	液(牛乳)	二	瓦	回	二
三週目	液(牛乳)	二	瓦	回	二
四週目	液(牛乳)	二	瓦	回	二
二月目	同	二	瓦	回	二
三月目	同	二	瓦	回	二
四月目	同	二	瓦	回	二
五月目	同	二	瓦	回	二
六月目	同	二	瓦	回	二
七月目	同	二	瓦	回	二
八月目	同	二	瓦	回	二

◇粉乳

牛乳を其のまゝ粉にしたものを純粉乳といひ、この一四瓦を水に溶かして一〇〇立方センチにすれば牛乳と同じ濃さのものとなるから、育兒榮養の上から見て乳製品中一番優秀なものといへる。又粉乳の一種に加糖粉乳といつて糖を

加へてゐるものもある。

◇調製粉乳

粉乳に澱粉・糖・ビタミン・灰分等を加へてあるもので、これにはいろいろ種類のものがあるが、餘り乳成分の少いものは乳兒榮養品としてよろしくない。

◇加糖煉乳

ふるくから育兒用に使はれてゐるが、其の成分の半分が砂糖等であるため味をよく薄めると脂肪や蛋白質が足りなくなつて、乳兒の榮養品として不適當なものとなる。しかし強いて使へば離乳期に入つてからの乳兒に用ふべきである。即ちこれらの乳兒は乳以外の食物から脂肪蛋白質を攝ることが出来るからである。なほ離乳期前の乳兒でも純粉乳を適當量加へて脂肪や蛋白質を補へば使用し得るわけである。

◇無糖煉乳

糖のない點は使ひよいが、高熱で殺菌してある爲にビタミンCが殆どないこと、夏季には開罐後腐敗し易いことに注意せねばならぬ。

◇山羊乳

山羊は簡単に飼養出来るので便利である。しかし乳兒を山羊乳ばかりで榮養すると貧血や皮膚の抵抗力減退等起すことがあるといはれてゐるので、山羊乳を使用する場合には特に野菜汁又は鐵劑の補給等に留意することが必要である。成るべく離乳期後の乳兒に使用すれば安全である。

◇豆乳・重湯・穀粉

こればかりで乳兒を榮養することは

絶對によろしくない。

一般に人工榮養の場合には果汁又は野菜の搾り汁等を以てビタミンCの補給をすることが必要である。それには乳兒の二―三ヶ月頃から一日一〇乃至二〇瓦から始めるのが普通である。

人工榮養の指導よろしきを得るといふことは、實に乳兒死亡率引下げの重點とも見るべき大切なことであるから、人工榮養の必要に迫られてゐる人は特に充分注意してその完全を期し、不幸なる乳兒の榮養を完うして生をこの世に享けた吾等の後繼者の將來の幸福の基礎を鞏固ならしめると共に、我が國の人工問題に貢獻すべく萬全を期しなければならぬのである。

兵器献納資源回收 運動 曝出金報告

金 額	町 村 名
一金壹千六百五拾五圓參拾五錢	鳥 取 市
一金四拾貳圓參錢	東伯郡下郷村
一金四圓參拾貳錢	東伯郡長瀬村
一金四圓七拾七錢	東伯郡花見村
一金壹百七拾九圓九錢	氣高郡勝部村
一金六拾壹圓七拾五錢	西伯郡崎津村

- 一金拾參圓七拾五錢
- 一金八圓五拾參錢
- 一金參拾參圓七錢
- 一金貳圓參拾參錢
- 一金貳圓八拾五錢

- 東伯郡大誠村
- 八頭郡船岡村
- 八頭郡丹比村
- 氣高郡瑞穂村
- 氣高郡東郷村

◎ 行旅死亡人

- 一本籍地及現住所 不詳
- 二 氏名年齡性別職業 不詳 推定年齡二十歲位ノ男船員風
- 三 相貌特徵 身長五尺三寸位、中肉、顔面長目鼻口並耳大頭 髮一分刈 特徴ナシ
- 四 著衣及所持金品 國防色、結襟上衣同ズボン、黒羅沙オー
バ風色ジャケツ白木綿シャツ黒短靴(十一文位)布製褌口
(在中金三圓八十錢)木印(伊藤)布バンド救命胸具
- 五 死亡推定年月日 昭和十七年四月二十五日前後
- 六 死体發見年月日及場所 昭和十七年四月二十七日午前六時
頃稚内港ヨリ五里ノ海上沖合ニテ出漁機帆船航行中發見
- 七 死傷ノ原因及死體ノ狀態 頭髮一分刈ノ黒髮密ニシテ顔面
尋常角膜潤濁シテ瞳孔認メラズ腹部輕度ニ膨滿シ全身
全ク缺損ナク蒼白ヲ呈シ居リ前記著衣ヲ付ケ短靴ヲ穿キ
胸部背部ニ救命胸衣ヲ著裝シ死體ノ狀態ヨリ按ズルニ航
行中遭難シ船體沈没セルタメ溺死セルモノト認定ス
- 八 假埋葬年月日及場所 昭和十七年四月二十八日宗谷郡稚内
町クサニル共同墓地
- 九 取扱者 北海道宗谷郡稚内町長
- 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一本籍、住所、氏名 不詳 推定二十七八歳男
- 二人相 丈五尺四寸 瘦形 頭髮長ク左分ケ
- 三、著衣 黄色オーバー、綠色コイル天結襟服、紺ノニツカズボ
ン、編上古靴、ラクダ色襪衣、同股引ヲ穿ツ、一見發動
機船乗組員ラシク心臟麻痺ニ依ル死亡ト認メラル
- 四 右ハ四月六日午前六時三十分頃市内手宮町前畑倉庫軒下ニ於
テ發見同日火葬ニ附シタリ
- 五 取扱者 北海道小樽市長
- 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

昭和十七年六月九日印刷
昭和十七年六月九日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所